

経営安定関連保証5号の要件及び様式種別（令和6年12月以降）

	要件	該当様式
通常の様式	指定事業のみを行っており、最近3か月の売上高が前年同期に比して5%以上減少していること。	様式第5－ （イ）－①
	指定事業と非指定事業を行っている場合は、最近3か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高が前年同期に比して5%以上減少していること。	様式第5－ （イ）－②
創業者の様式 ※1	指定事業のみを行っており、最近1か月の売上高がその直前の3か月の月平均売上高に比して5%以上減少していること。	様式第5－ （イ）－③
	指定事業と非指定事業を行っている場合は、最近1か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ中小企業者全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上高がその直前の3か月の月平均売上高に比して5%以上減少していること。	様式第5－ （イ）－④
原油高の様式 ※2	指定事業のみを行っており、 （1）最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入れ額が20%以上を占めていること。 （2）最近1か月の原油等仕入単価が前年同月に比して20%以上上昇していること。 （3）最近3か月の売上高に占める原油等の仕入れ額の割合が前年同期に比して上回っていること。	様式第5－ （ロ）－①
	指定事業と非指定事業を行っている場合は、最近1か月における指定事業の売上原価が中小企業者全体の売上原価の20%以上を占めており、かつ、 （1）中小企業者全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入れ額が20%以上を占めていること。 （2）指定事業の最近1か月の原油等仕入単価が前年同月に比して20%以上上昇していること。 （3）中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高に占める原油等の仕入れ額の割合が前年同期に比して上回っていること。	様式第5－ （ロ）－②
利益率の様式 ※3	指定事業のみを行っており、最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期に比して20%以上減少していること。	様式第5－ （ハ）－①
	指定事業と非指定事業を行っている場合は、最近3か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期に比して20%以上減少していること。	様式第5－ （ハ）－②

- ※1 創業後、業歴1年3か月未満であり、前年の売上高等を比較できない場合。
- ※2 原油等とは、原油、揮発油、軽油、灯油、重油及び石油ガス（液化したものを含む。）を指す。なお、石油化学製品（プラスチック、合成繊維等）や備車費は含まない。
- ※3 為替相場の変動や人手不足等、個社ではどうにもできない外的要因による原材料費や人件費等の増加を受けた利益率の減少が生じている場合を想定。単純な役員報酬の増加等、外的要因によらない費用の増加については本基準の対象外。